第三条中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第四条中「第五条第十項」を「第五条第十一項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

（消防法施行令の一部改正）

第十二条　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一(六)の項ロ中「第五条第八項」を「第五条第九項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項ハ中「第五条第六項から第八項まで、第十項」を「第五条第七項から第九項まで、第十一項」に、「第十三項から第十六項まで」を「第十四項から第十七項まで」に改める。

（豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令等の一部改正）

第十三条　次に掲げる政令の規定中「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

一　豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）第一条第七号

二　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第四条第三号

三　著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第一号チ

四　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第七条第九号

五　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）第六条第五号

（活動火山対策特別措置法施行令及び沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第十四条　次に掲げる政令の規定中「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

一　活動火山対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第二百七十四号）第四条第七号

二　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第三十八条の二第七号

（大規模地震対策特別措置法施行令等の一部改正）

第十五条　次に掲げる政令の規定中「同条第十二項」を「同条第十三項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

一　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第四条第十四号

二　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）第三条第十四号

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第三条第十四号

（消費税法施行令の一部改正）

第十六条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第六号中「重度訪問介護」の下に「、同行援護」を加える。

（独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正）

第十七条　独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

第二条第六号中「同条第十七項」を「同条第十八項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第十九条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「療養介護、同条第六項」を「療養介護、同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に改める。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令の一部改正）

第二十条　平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第五条第十七項第二号」を「第五条第十八項第二号」に改める。

附則第四条第四項中「第五条第十九項」を「第五条第二十項」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　平岡　秀夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　中川　正春
厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志
防衛大臣　一川　保夫

府　令

○内閣府令第五十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項の規定に基づき、食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　牛の食肉（内臓を除く。）であって、生食用のもの（容器包装に入れられたものを除く。）

第一条第二項中「前項に定める食品」を「前項（第十一号の二を除く。）に定める食品」に改め、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二　牛の食肉（内臓を除く。）であって生食用のものにあっては、次のイからホに掲げる事項

イ　生食用である旨

ロ　とさつ又は解体が行われた畜場の所在地の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及びと畜場である旨を冠した当該と畜場の名称

ハ　法第十一条第一項の規定に基づく生食用食肉の加工基準に適合する方法で加工が行われた施設（以下このハにおいて「加工施設」という。）の所在地の都道府県名（輸入品にあっては、原産国名）及び加工施設である旨を冠した当該加工施設の名称

ニ　一般的に食肉の生食は食中毒のリスクがある旨

ホ　子供、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は食肉の生食を控えるべき旨